

群馬県民会館 アスベスト空気濃度調査の結果について

群馬県民会館では、大規模改修前の事前調査(H30.10)でアスベストの存在を確認しており、令和2年度から、空気中のアスベストの飛散状況を把握するための環境測定を毎年実施しています。

この度、関係法令の基準値以内ではありますが、煙突吹き出し部分において、例年の測定結果より高い数値を検出しましたので公表します。

施設内や、煙突近くの施設境界部の数値は、検出限界値(検出可能な最小値)を下回る数値であることが確認されており、施設利用者や近隣住民の方々の健康に影響を及ぼす可能性は極めて低い状態であると専門機関から評価されています。

については、直ちに施設の利用を停止する措置は行いませんが、安全性の確保を最優先とするため、4月の休館後速やかに、囲い込み等の対応ができるよう検討しています。

調査の概要

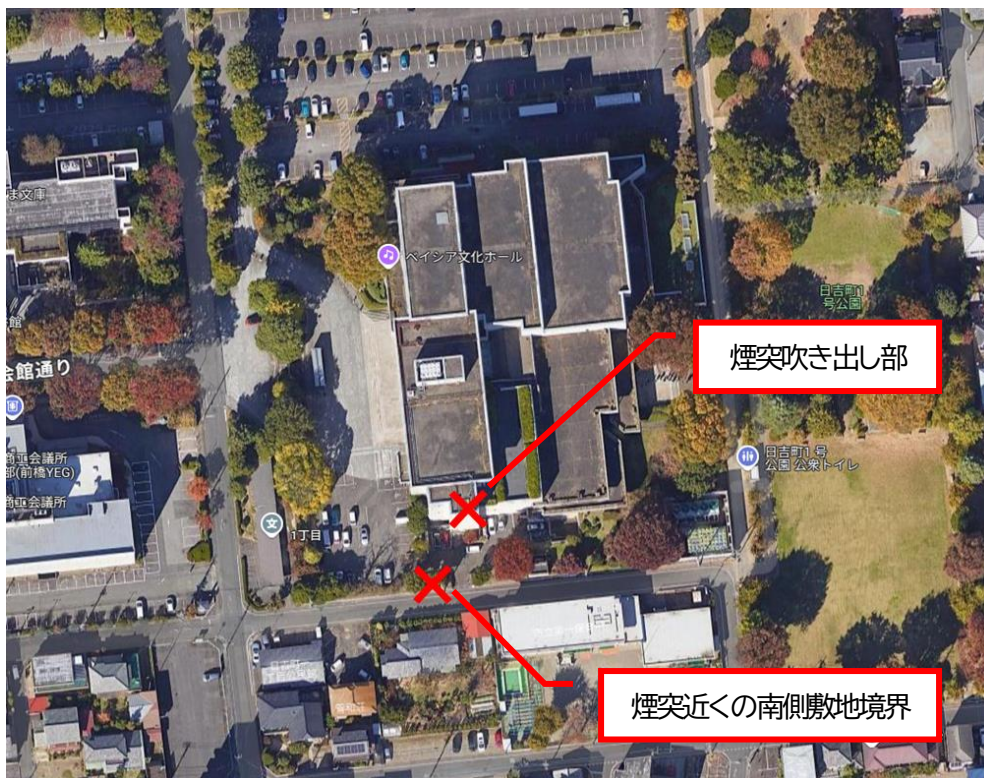
- | | |
|-------------|---|
| (1) 調査名 | 群馬県民会館アスベスト空気濃度調査 |
| (2) 調査委託先 | 株式会社環境技研 |
| (3) 測定内容 | 空気中石綿粉塵濃度測定(測定位置高さ床上約1.5mで測定) |
| (4) 測定日 | 令和7年2月19日(県への報告日2月28日) |
| (5) 測定場所・結果 | <p>①大ホールホワイエ0.3未満
②エントランスホール最低部.....0.3未満
③事務室窓口部.....0.3未満
④小ホールホワイエ(窓周り吹き出し部).....0.3未満
⑤小ホールホワイエ(スリットによる環気部分).....0.3未満
⑥煙突吹き出し部分.....6.1
⑦煙突近くの南側敷地境界部(保育園の近く).....0.2未満</p> <p>※単位:(本/L)
※検出限界値:施設内0.3、屋外0.2</p> |

(参考)基準値等

・大気汚染防止法・特定粉じんの規制基準【10本/L】

上記の基準は特定粉じん(石綿)発生施設を設置する工場または事業所の敷地の境界線における濃度の許容限度として定められています。

○参考1：測定場所



○参考2 これまでの測定結果について

- H30 館内・・・1㍻中に0.3本未満
煙突吹出し部分・・・1㍻中に0.98本、煙突の南側敷地境界部・・・1㍻中に0.2本未満
- R2 館内・・・1㍻中に0.3本未満
煙突吹出し部分・・・1㍻中に0.36本、煙突の南側敷地境界部・・・1㍻中に1.2本
- R3 館内・・・1㍻中に0.3本未満
煙突吹出し部分・・・1㍻中に0.71本、煙突の南側敷地境界部・・・1㍻中に0.23本
- R4 館内・・・1㍻中に0.3本未満
煙突吹出し部分・・・1㍻中に0.3本未満、煙突の南側敷地境界部・・・1㍻中に0.2本未満
- R5 館内・・・1㍻中に0.3本未満
煙突吹出し部分・・・1㍻中に0.3本未満、煙突の南側敷地境界部・・・1㍻中に0.2本未満
- R6 館内・・・1㍻中に0.3本未満
煙突吹出し部分・・・1㍻中に6.1本、煙突の南側敷地境界部・・・1㍻中に0.2本未満